

参考文献

砺波平野

中島フサエ (昭和11年) 砺波平野の住宅

富山県立砺波高等学校女学校郷土研究室 『砺波の衣食住』
48-66 P

留守孝之助 (昭和19年) 越中平野の散村とかいによ

『地理学』 12巻3号

倉田一郎 (昭和21年) 越中の家、カイニヨとチヨンダ

『高志人』 11巻8号 (フォクロア雑談4) 20-23 P

田島正弘 (昭和25年) 富山県の屋敷林 『山林』 79号10-11 P

村松繁樹 (昭和31年) 本邦における風の集落との関係について

大阪市立大学文学会 『人文研究』 7巻9号86-102 P

中島道郎 (昭和38年) Ⅲ中部地方の屋敷林 i 砺波平野の屋敷林

『日本の屋敷林』 39-47 P

新藤正夫 (昭和45年) 井波風 『井波町史』 上巻13-26 P

富山営林署 (昭和49年) 富山平野における屋敷林の植物社会と地

域緑化の指標について 1-20 P

進野久五郎 (昭和50年) 富山県内老杉の枯死現象について

富山県生物学会 『会誌』 第15号11-24 P

砺波散村屋敷林研究会 (昭和51年) 散村の屋敷林に対する住民の

意識調査

(砺波散村屋敷林研究会調査報告書No1) 1-8 P

泉 治夫 (昭和52年) 庄川扇状地の水と杉の枯死現象

『ゆずり葉』 第5号30-45 P

セーナー苑社会クラブ (昭和54年) 防風林に対する住民の意識調

査 1-8 P

山田水城ゼミナール (昭和54年) 卒業論文 緑と建築

長井真隆 (昭和56年) 機能を失いつつある富山の屋敷林

『採集と飼育』 43巻12号2 P

北日本新聞社 (昭和57年) 『砺波散居村 緑の知恵』 142 P

長井真隆 (昭和57年) 56豪雪 (1980-1981年) における屋敷林のスキ

異常着雪害と気象条件 『富山市科学文化センター研究報告』

第4号5-15 P

砂田龍次 (昭和58年) 屋敷林の植生調査-芳里三正氏宅屋敷林植

生調査報告(1)-

日本生命共済会社会事業部季刊 『地域福祉』 編集部取材班 (昭和

58年) 緑を育む学際的研究 富山県砺波市散居村のうごき

『地域福祉』 第3号24-27 P

長井真隆 (昭和60年) 富山の自然と屋敷林文化

『博物館研究』 Vol. 20 No. 7 1-7 P (地域文化とこれ

からの博物館-地域文化をどのようにしてとらえるか-)

砺波散村地域研究所 (昭和60年) 砺波平野の散村集落における屋

敷内の果樹調査概況

『砺波散村地域研究所研究紀要』 第2号 57-75 P

大浦栄次 (昭和60年) 『井波風』 と家の向きの関係について

砂田龍次 (昭和61年) 屋敷林の植生調査報告(1)-芳里三正氏家(砺

波市堀内50) の調査から-

『砺波散村地域研究所研究紀要』 第3号12-15 P

。昭和58年調査のもの約

柏樹直樹 (昭和62年) 砺波地方の屋敷林充実の今日的課題と方策

名古屋営林支局編 『みどり』 318号54-60 P

大浦栄次(昭和62年)井波周辺の1軒ごとの家の向き

砺波散村研究所報 第5号

。昭和60年調査のもの内、家の向きの地図を中心にしたもの
砺波散村地域研究所(昭和63年)屋敷林シンポジウム特集

『砺波散村地域研究所研究紀要』第5号

講演 鈴木三男 過去二万年の平地林の変遷
基調報告 佐伯安一 くらしの歴史からみた屋敷林

館明

砺波平野扇状地の屋敷林の実態―五鹿
屋敷林に対する住民の意識調査

屋敷林に対する住民の意識調査

地域緑化の指標について

提言

新藤正夫

屋敷林に対する住民の意識調査

シポジウム

「いま、屋敷林は」記録

パネラー

長井真隆、鈴木三男、新藤正夫、柏樹直樹、
出村 忍

司 会 砂田龍次

館明(昭和63年)五鹿屋敷地区鹿島の屋敷林の実態―砺波平野扇

状地について

『土蔵』創刊号5―24P

長井真隆(平成元年)富山の屋敷林文化①⑤

毎日新聞 7月16日―10月15日の間「日本海文化」の一環と

して五回連載

中村和郎(平成3年)砺波平野の強風と屋敷林

『雲と風を読む(自然景観の読み方6)』56―63P

ふるさと開発研究所(平成3年)『万華鏡』3号(屋敷林)

砺波散村地域研究所(平成4年)『砺波散村地域研究所研究紀要』

第9号

講演 清野嘉之 近畿地方の平野部における杉の衰退に

ついて

報告 富山県散村屋敷林研究会 富山平野の散村地域に

おける屋敷林の現況と住民意識調査

佐伯安一(平成7年)「水を巡らし木で囲んだ美しい村」

『暮らしが景色をつくる』156―161P

菅原 聰(平成8年)第8章「散居村の風景 砺波平野の屋敷林」

『森林 日本文化としての』175―193P

森田直賢(昭和62年)『とやまの薬草』

簸川平野

島根県斐川町教育委員会(昭和52年)『築地松と斐川の農村―斐

川町直江地区調査報告書―

杉谷光昭ほか(平成3年)『出雲(簸川) 平野築地松景観の破損

段階とその類型』

伊藤庸一、岡部雅美(平成5年)「築地松民家の空間特性(住文

化論的考察)』『民俗建築』第104号

島根県斐川町(平成5年)『築地松物語』

胆沢扇状地

池田雅美

胆沢扇状地の集落と散村景の変貌

『東北地理』24―2

大井川扇状地

大井川町(昭和59年)『大井川町史』上巻

付 砺波市花と緑のまちづくり条例 制定について

砺波市は、緑豊かな自然に恵まれ、庄川の清流、美しい山々、色とりどりのチューリップ畑、屋敷林に包まれた住居が点在する散村など、固有の景観を有しています。この美しい景観は先人から受け継いだ貴重な資産であり、わたしたちに心のよりどころと安らぎを与えてくれるものであります。

わたしたちは、この美しい景観を守り育て、さらに花と緑に包まれた個性的で、快適な生活環境を創造し、次代に引き継いでいくことを決意し、ここに砺波市花と緑のまちづくり条例を制定します。

砺波市花と緑のまちづくり条例

平成5年3月31日

平成5年条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、花と緑に包まれた美しいまちづくりを進めることにより、自然と調和のとれた生活環境を創造するための必要な事項を定め、市民の健康で快適な生活に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、花と緑に包まれたまちづくりの推進(以下「花と緑の推進」という。)を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民及び市民団体の責務)

第3条 市民は、自ら花と緑の推進に努めるとともに、市及び市民団体の行う花と緑の推進に関する施策に協力しなければならない。

2 市民団体は、自ら活動する区域における花と緑の推進に努めるとともに市の行う花と緑の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動の実施に当たり、花と緑の推進に必要な措置を講ずるとともに市の行う花と緑の推進に関する施策に協力しなければならない。

(公共施設等における花と緑の推進)

第5条 市長は、市が設置し、又は管理する公共施設等における花と緑の推進に努めなければならない。

2 市長は、国又は他の地方公共団体等(以下「国等」という。)が設置し、又は管理する公共施設等について、その花と緑の推進に努めるよう国等に対して協力を要請するものとする。

(住宅における花と緑の推進)

第6条 市民らは、自らが居住する住宅における花と緑の推進に努めなければならない。

(事業所等における花と緑の推進)

第7条 事業者は、自らが設置し、又は管理する事業所等における花と緑の推進に努めなければならない。

(散村及び屋敷林の保全)

第8条 市は市民と一体になり、学術的及び景観的に貴重な散村及び屋敷林を保全し、緑あふれる快適な生活環境の創造に努めなければならない。

(空き地における花と緑の推進)

第9条 空き地の所有者又はその土地の使用の権利を持つ者は、その空き地の良好な環境を確保するとともに、花と緑の推進に努めなければならない。

(開発行為に伴う花と緑の推進)

第10条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可を受けなければならない開発行為をしようとする者は、あらかじめ当該区域の花と緑の推進について市長と協議し、必要な助言又は指導を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する開発行為以外の開発行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

(諸制度の活用)

第11条 市長は、花と緑の推進のため、関係法令に基づく諸制度の活用を図るものとする。

(花と緑の協定)

第12条 市長は、特に花と緑の推進を図る必要があると認めるときは、事業者及び市民団体と花と緑の推進に関する協定(以下「花と緑の協定」という。)を締結することができる。

2 前項の規定により、花と緑の協定を締結したときは、市長は事業者及び市民団体と一体になって積極的に花と緑の推進を図るものとする。

(花と緑のモデル区域の指定)

第13条 市長は、特に花と緑の推進を図る必要があると認められる区域を花と緑のモデル区域として指定することができる。

2 市長は、花と緑のモデル区域内において、関係者と一体になつて他の模範となるように花と緑の推進を図るものとする。

(保存樹等の指定)

第14条 市長は、良好な景観の維持のため又は学術的に重要なものとして保存すべき樹木又は樹林(以下「保存樹等」という。)をその所有者の同意を得て、保存樹等として指定することができる。

2 保存樹等の所有者は、保存樹等について、枯損の防止等その保全に努めなければならない。

(啓発及び指導、助成等)

第15条 市長は、花と緑の推進に関して必要な知識の普及、指導及び助言に努めなければならない。

2 市長は、花と緑の推進に関して必要な助成を行うものとする。

(財政措置)

第16条 市長は、花と緑の推進のために実施する事業について、財政上必要な措置を講ずるものとする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

砺波市指定保存樹

〔平成8年8月現在の指定樹木・樹林〕

屋敷林及び生け垣の概要

○保存樹等の箇所数

〔樹 木〕—87箇所(指定本数128本)

〔樹 林〕—15箇所(社寺林)

〔屋敷林〕—26箇所(樹木7箇所ダブル)

〔生け垣〕—10箇所

計 140箇所

○樹種及びその構成数

〔樹木〕

・アカマツ	1本	・エンジュ	1本
・アベマキ	1本	・カエデ	1本
・イイギリ	2本	・カキノキ	2本
・イチイ	2本	・カツラ	1本
・イチヨウ	4本	・カヤ	1本
・イロハモミジ	2本	・キヤラボク	1本
・ウメ	3本	・クヌギ	1本
・ウラジロガシ	3本	・クロマツ	1本
・エドヒガンサクラ	1本	・ケヤキ	14本
・エノキ	4本	・ケンボナシ	1本
		・コウバイ	1本
		・コウヤマキ	1本
		・コブシ	2本
		・ゴヨウマツ	2本
		・サカキ	2本
		・サクラ	1本
		・サルスベリ	2本
		・サワラ	1本
		・シダレザクラ	1本
		・シラカシ	1本
		・スギ	23本
		・スダジイ	6本
			(最多数樹種)
		・タイサンボク	1本
		・タブノキ	2本
		・タラヨウ	2本
		・チャンチン	2本
		・トウカエデ	1本
		・ナツツバキ	1本
		・ナツメ	1本
		・ネズコ	1本
		・ネズミサシ	1本
		・ハゼ	2本
		・ハンノキ	2本
		・ヒイラギ	3本
		・ヒサカキ	2本
		・ブナ	1本
		・マユミ	1本
		・ミズキ	1本
		・ムクロジ	2本
		・モチノキ	1本
		・ヤブツバキ	2本
		・ヤマモミジ	7本
		・ユズリハ	1本
		・ロウバイ	1本
			(54種)計128本